

2000 年 3 月 14 日

建設省住宅局建築指導課  
パブリックコメント担当 殿

社団法人 日本建築学会  
防火委員会 委員長 塚越 功

### 建築基準法施行令の一部改正に関する意見

標記については、本委員会としても重大な関心があり、検討を進めて参りましたが、下記のとおり、意見・要望をまとめましたので、提出いたします。

この意見は学術委員会の承認を得て防火委員会の責任において表明いたします。

#### 記

1. 今回の基準改訂は、性能規定化を導入した点については原則的に評価することができるが、政令改正案に示された技術的基準は依然として従来の仕様規定型基準を基本としており、性能規定型基準とされる部分も、関連する従来基準に相当するものとして定められているため、そのすべてが本来あるべき性能規定型基準になっているとは言い難い。この問題を解決し、さらに合理的な技術基準体系を実現するためには、今後の研究の進展を図るとともに、建築基準法および施行令等の技術基準を定期的に見直す制度の存在が望ましく、当面の施策として今回の政令改正に関して5年程度の時限を定めるよう、関連する建設行政部局の検討をお願いしたい。
2. 今回の改正には盛り込まれていない、従来の法令規定における不合理あるいは不備と考えられる部分については、必ずしもすべてが性能規定化によって解決できるものではないが、早急に是正されるよう、重ねて要望する。
3. スプリンクラー設備など消火設備というアクティブな対策も適性に評価される総合的な安全規定にするよう要望する。
4. 防災計画評価は一定の安全性維持のために機能してきたが、今後も、設計責任を明確にするべきであり、総合的な安全水準維持のための方策が必要である。建物の防火安全性についての情報開示を行うことも、今後の社会において必要である。
5. 新しい建築技術、防火対策が適正に評価されるような法令体系の整備を要望する。